

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）

新旧対照表

改 正 案	現 行
<p><u>（ 3 歳に満たない子の育児を行う職員の超過勤務の制限）</u></p> <p>第 1 0 条の 2 <u>教育委員会は、3 歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、第 9 条に規定する勤務（以下「超過勤務」という。）をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>前項に規定するもののほか、3 歳に満たない子の育児を行う職員の超過勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。</u> <u>（小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限）</u></p> <p>第 1 0 条の 3 <u>教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、教育委員会規則で定める時間を超えて、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</u></p> <p>3 <u>前 2 項に規定するもののほか、小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。</u> <u>（特別休暇）</u></p> <p>第 1 6 条 <u>教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、</u></p>	<p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第 1 6 条 <u>教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、</u></p>

勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護のための休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。

2 〔略〕

（介護休暇）

第17条 教育委員会は、職員がその配偶者、父母、子、配偶者の父母その他教育委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇（前条第1項に規定するものを除く。次項において同じ。）を承認するものとする。

2 〔略〕

勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇及び子の看護のための休暇を承認するものとする。

2 〔略〕

〔同左〕

第17条 教育委員会は、職員がその配偶者、父母、子、配偶者の父母その他教育委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇を承認するものとする。

2 〔略〕

付 則

この条例は、公布の日から施行する。